埼医業Ⅰ第８１５号
令和６年６月２６日

郡市・大学医師会長　　殿
（感染症担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

手足口病流行警報の発令について（通知）

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
E-mail:iino@office.saitama.med.or.jp

写

感対第２４９－１号
令和６年６月２６日

一般社団法人埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

手足口病流行警報の発令について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり報道発表しましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいとは存じますが、貴会会員に御周知くださるようお願いいたします。

なお、本件については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、各市町村保健衛生主管課、県の保育所・幼稚園所管課、福祉担当部局、教育局保健安全担当課及び保健所に対し別途通知したことを申し添えます。

担　当：感染症対策課　感染症担当
電　話：048-830-7330
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

埼玉県

＜報道発表資料＞

保健医療部　感染症対策課
感染症担当　中山
直通 048-830-7330
内線 3563
E-mail: a3510-17@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

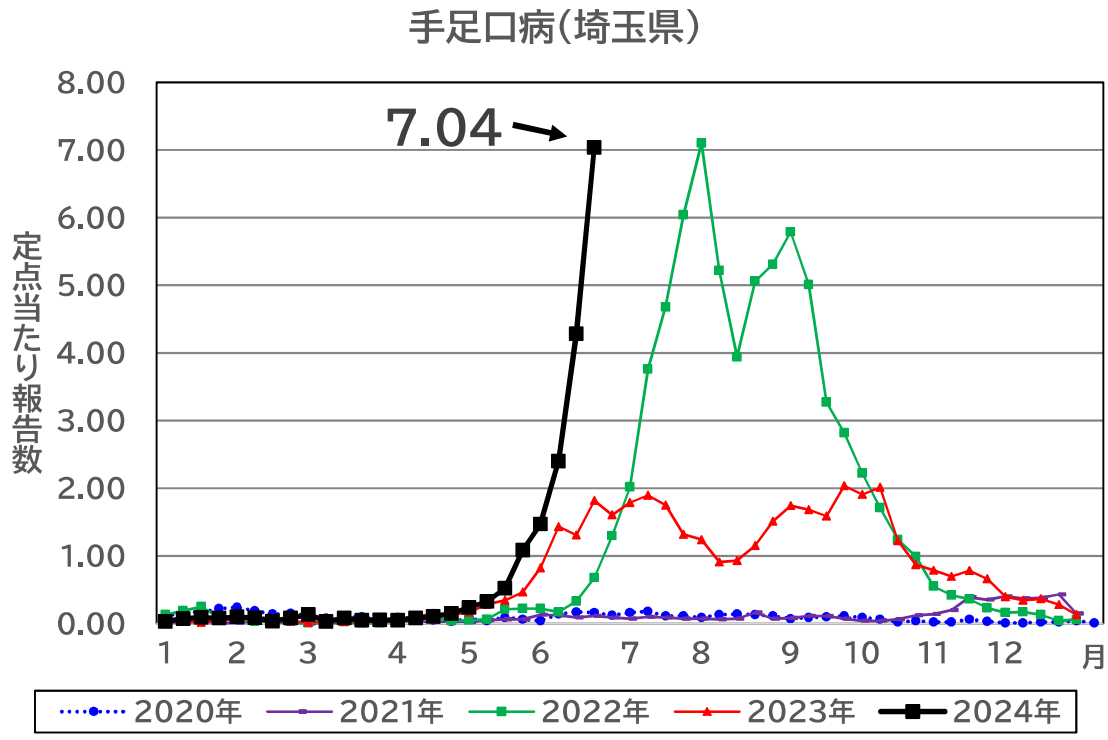
令和 6 年 6 月 26 日

手足口病の流行警報を発令します
～しっかりと手洗いをして感染予防に努めましょう～

手足口病の埼玉県感染症発生動向調査による 2024 年第 25 週（令和 6 年 6 月 17 日～6 月 23 日）の 1 医療機関（定点）当たりの報告数は前週の 4.28 人から 7.04 人へと増加し、国の定める警報の基準値である 5 人を超えました。警報を発令するのは、令和 4 年以来 2 年ぶりです。

年齢別での報告数は、1 歳が 403 人で一番多く、1 歳までで全体の約 5 割を占めています。保健所管内別での 1 定点当たりの報告数は、春日部保健所（13.33 人）、熊谷保健所（12.13 人）、鴻巣保健所（9.92 人）の順となっています。

手足口病を予防するためには、マスク着用等による咳エチケットやこまめな手洗いが重要です。また、家族や周囲の人がかかってしまったときは、おむつ交換や看病の後に流水と石けんによる手洗いを十分に行い、タオルの共用はしないようにしましょう。



【手足口病とは】

手足口病は、口の中や、手のひら、足の裏や足の甲などに出現する水疱性の発疹を主な症状とするウイルスが原因の感染症です。4 歳くらいまでの乳幼児を中心に主に夏に流行し、潜伏期は 3～5 日といわれています。

主な感染経路は、咳やくしゃみによる「飛沫感染」、ウイルスに汚染されたものに触れることによる「接触感染」、便と一緒に排泄されたウイルスが口に入る「糞口感染」です。

特に、乳幼児が集団生活をしている保育施設や幼稚園では、感染が広がりやすいので注意が必要です。

【手足口病を広げないために】

・マスク着用等咳エチケットの励行

飛沫感染を防ぐため、普段からマスクの着用等咳エチケット（(1)咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと、(2)咳やくしゃみが出るときはできるだけマスクをすること、(3)手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと等）を心掛けましょう。

・手洗いの徹底

接触感染を防ぐには、手指などに付いたウイルスを流水・石けんによる手洗いで物理的に取り除くことが有効です。なお、アルコールによる消毒効果は弱いとされています。

また、この病気は、治った後で比較的日数が経過した場合であっても、便と一緒にウイルスが排泄されることが知られています。さらに、感染しても発病しないままウイルスが排泄される場合があるとも考えられています。そのため、おむつ交換の際には、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いを行ってください。

【手足口病にかかったら】

基本的には症状の軽い病気ですが、まれに髄膜炎等の合併症が起こる場合があります。経過観察を行い、高熱、頭痛、嘔吐、ぐったりとした状態などの症状が見られたら、すぐに医療機関を受診しましょう。

【参考】

１　感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

埼玉県においては、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市が、埼玉県医師会の協力を得て、事業を実施しています。

手足口病については、小児科を標榜する 164 の医療機関（定点）の協力を得て流行状況を把握しています。

２　その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ「定点把握対象疾患の動向」
https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/ryuukou.html

埼玉県感染症情報センターホームページ「感染症の基礎知識」
https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/srv-kiso.html

厚生労働省ホームページ「手足口病に関する Q&A」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html

政府インターネットテレビ「正しい手洗いの仕方」
https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20343.html